

意見書

平成 20 年 6 月 23 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

〒520-0818

しがけんおおつしにし しょう
滋賀県大津市西の庄 19-10
かぶしきがいしゃ えふえむ しが
株式会社 エフエム滋賀
だいひょうとりしまりやく しゃちょう さくらい けんいち
代表取締役 社長 櫻井 顕一

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等のあり方に関する懇談会報告書」(案)
に関し、別紙の通り意見を提出します。

項	行	意見の対象となる該当箇所	意見
14		<p>表内</p> <p>地方ブロック向けデジタルラジオ放送</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地域振興」 「地域情報の確保」 ● 「地域文化・地域社会への貢献」 ● 「既存ラジオのノウハウの活用」 ● 「通信・放送融合型サービスの実現」 	<p>記載の通りの「地域振興」「地域情報の確保」など、既存ラジオのノウハウを活用すべきと考える。</p> <p>FMラジオにおいては、FMケータイやFM多重放送において、取り組んできたデータ放送や放送通信融合のサービスの実績もあり、そういったノウハウを新しいマルチメディア放送の多彩なサービスに活用できる制度整備を望む。</p>
23 24	33～ 13	<p>(2) 「地方ブロック向け放送」の扱い</p> <p>これまでみたとおり(第2章)、「地方ブロック向け放送」については、「地方ブロック」を誰がどのように区分けをするか(例えば、どの位の数の県を1のブロックとするか)が今後の検討に委ねられている。</p> <p>この点、「地方ブロック向け放送」について、</p> <p>① 1の者がすべての地方ブロックで「地方ブロック向け放送」を行うこと、又は、すべてのブロックの申請者が連携して申請することを前提とする場合</p> <p>② 地方ブロックの区分けやその地方ブロック用のチャンネル(予備用のチャンネルを含む。)の利用条件を国があらかじめ定め、地方ブロックごとに放送事業者が申請する場合</p> <p>等を想定すれば、国が異なる地方ブロック間のチャンネル利用を個別に調整することは必要ではなく、放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向</p>	<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては放送実現可能な効率的な区分けと、事業採算性も加味した区分けが望まれる。そのために、①の全国一つもしくは、全国連携可能な事業者による申請が認められることを望む。</p>

		<p>け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。</p> <p>このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割当て方法については、こうした点を十分に踏まえつつ、今後更に検討を行うことが適当である。</p>	
30 31	25～ 1	<p>エ NHKのノウハウ等の活用</p> <p>マルチメディア放送は、これから市場を立ち上げる新たな放送であり、技術的にも新規性が強いものである。このため、その普及・発展を図るためには、魅力あるコンテンツの確保や置局を含む技術的な対応が重要となる。こうした点で、NHKが有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。</p> <p>具体的には、地域情報の伝達手段としての役割も担う「地方ブロック向け放送」について、コンテンツ流通促進、災害情報の確保、技術面の観点からNHKが関わることや、「全国向け放送」について、例えば、外国人向け放送の良質なコンテンツの供給源としての役割を果たすこと等が考えられる。</p> <p>ただし、こうした枠組みを超え、NHKが、例えば放送事業者としてより主体的な取組を行うことについては、NHKの放送メディア全体に対する役割や受信料との関係等を踏まえつつ、その必要性について十分に検討を行うことが必要である。</p>	<p>現在のNHKの役割に関する議論を踏まえると、NHKの放送事業者としての参入については、民業圧迫の懸念から、参入すべきではないと考える。</p>

34	9～1	<p>イ サイマル放送の扱い</p> <p>こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。</p> <p>ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。</p>	<p>現行のアナログ音声放送については、地域に根ざした人気コンテンツも多く、こういったものが、マルチメディア放送における、データサービスやダウンロードなどの工夫により、国民の利益拡大につながるものとする。</p> <p>この点も比較審査の際に評価されるべきであるとする。</p>
----	-----	--	---